

# 処分基準

B - e - 29

平成6年10月1日作成

法令名	: 道路交通法
根拠条項	: 第104条の2の2第4項
処分の概要	: 再試験の不受験による免許の取消し
原権者(委任先)	: 愛知県公安委員会
法令の定め	: 第100条の2、道路交通法施行令第36条(再試験の基準)、第37条の3(初心運転者講習終了者に係る再試験の基準)
処分基準	: ア 判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分である。
問い合わせ先	: ・ 交通部運転免許課行政処分係 (電話 052-951-1611 内線 781-243)
備考	:

